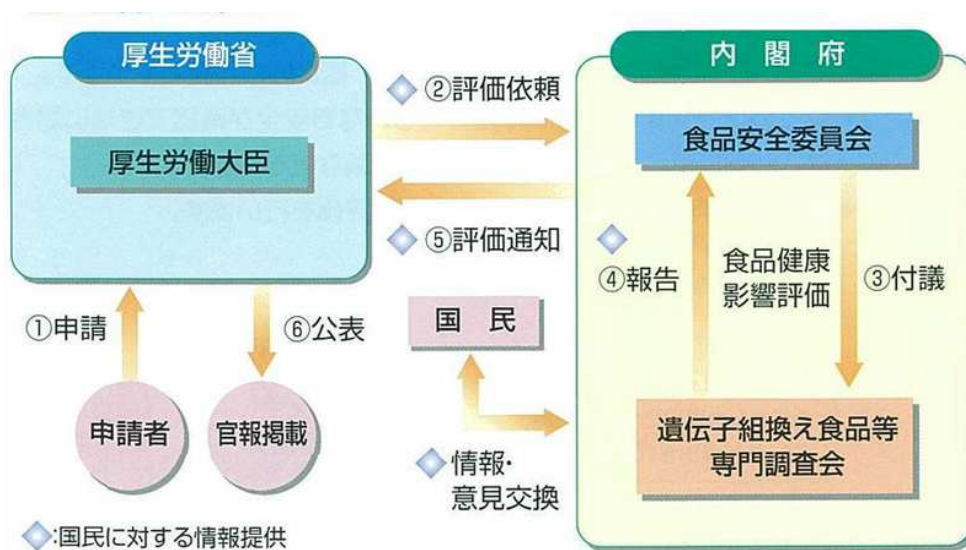


遺伝子組換え農産物の安全性審査及び表示基準について

1 安全性審査の流れ

組換えDNA技術応用食品・食品添加物（いわゆる「遺伝子組換え食品等」）の安全性を確保するために、遺伝子組換え食品等を輸入・販売する際には、必ず安全性審査を受ける必要があります。

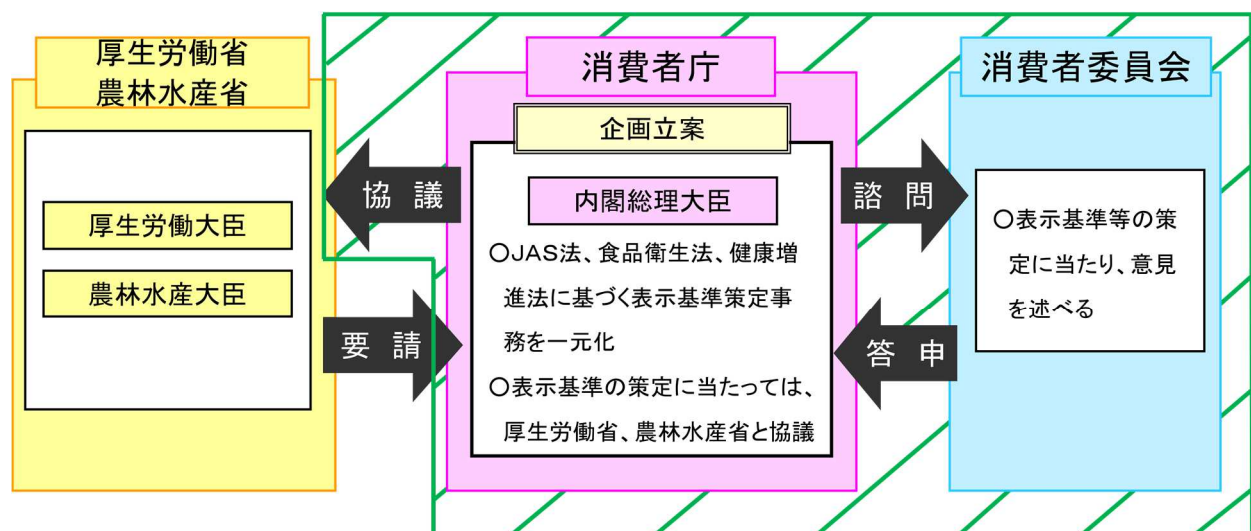
審査を受けていない遺伝子組換え食品等や、これを原材料に用いた食品等の製造・輸入・販売は、食品衛生法に基づいて禁止されています。



(厚生労働省のホームページより)

2 表示基準策定の流れ

前記1において安全性が確認された遺伝子組換え農産物とその加工食品について、JAS法及び食品衛生法に基づき、表示基準が定められます。



※ 消費者庁及び消費者委員会の所掌は、斜線部分が該当